

平成20年9月30日(火)

於・虎ノ門パストラル新館「ヴィオレ」

水産政策審議会 第39回資源管理分科会議事録

水産庁

水産政策審議会第39回資源管理分科会

1 開会、閉会の年月日・時刻

開会 平成20年9月30日 午後1時30分

閉会 平成20年9月30日 午後3時10分

2 出席した委員の氏名（敬称略）

委員	奥野 恒太郎	櫻本 和美	須能 邦雄	寺本 紀久
	東村 玲子	福島 哲男	森川 良子	安元 杏

特別委員	市山 亮悦	今村 博展	小川 栄	熊谷 拓治
	嶋野 勝路	島貫 文好	高橋 健二	中田 邦彦
	能登 博之	濱田 健二	八木田和浩	山田 邦雄
	米田 清	來田 仁成	婁 小波	

3 水産庁側出席者

本村資源管理部長	宮原資源管理部審議官	榎本企画課長
木實谷管理課長	木島資源管理推進室長	長谷沿岸沖合課長
下村国際課長	香川漁場資源課長	

4 議 事

別紙のとおり

目 次

1 . 開会	1
1 . 就任委員紹介	1
1 . 委員出欠状況報告	1
1 . 配付資料の確認	1
1 . 議事	
(諮問事項)	
諮問第147号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律	
第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について	2
(報告事項)	
今後の漁獲可能量配分比率の見直しについて	6
(報告事項)	
「TAC制度の課題と改善方向(中間取りまとめ)」について	
(T A C 制度の検討に係る有識者懇談会の報告)	8
第1種特定海洋生物資源の採捕数量について	25
1 . 次回の日程について	30
1 . 閉会	30

開 会

木實谷管理課長 定刻でございますので、ただいまから第39回資源管理分科会を開催させていただきます。

就任委員紹介

木實谷管理課長 初めに、この資源管理分科会の所属になられた方を御紹介させていただきます。水産政策審議会特別委員として就任された全国さんま漁業協会の八木田特別委員を御紹介いたします。

八木田特別委員 八木田と申します。よろしくお願いいたします。

委員出欠状況報告

木實谷管理課長 それでは、委員の出席状況について御報告いたします。水産政策審議会令第8条第1項の規定により、審議会の定足数は過半数とされておりますが、本日は宮原委員が御欠席、そして奥野委員がまだ御到着ではございませんが、現時点で委員9名中7名の方が出席されておりますので、定足数を満たしております。本日の資源管理分科会は成立いたしておりますことを御報告させていただきます。

配付資料の確認

木實谷管理課長 審議に入ります前に、お手元の資料の確認をさせていただきます。初めに議事次第がございます。それから、「分科会資料一覧」という一枚紙がございます。その後に、資料1としまして委員等の名簿がございます。それから、資料2が「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律に基づく基本計画の検討等について」という資料でございます。それから、資料2-1としまして「20年度漁獲可能量の配分総括表(案)」がご

ございます。資料 2 - 2 としまして「20年度すけとうだら漁獲可能量（案）」という一枚紙がございます。その後に、資料 2 - 3 としまして漁獲量の推移のグラフの紙がございます。それから、資料 3 といたしまして「漁獲可能量の配分比率の見直しについて」という紙がございます。資料 4 が「T A C 制度の課題と改善方向（中間取りまとめ）」。それから、資料 4 - 1 が参考図表でございます。資料 4 - 2 が「T A C 制度等の検討に係る有識者懇談会委員名簿」。資料 4 - 3 が「中間取りまとめを踏まえた T A C 制度の改善方向」。そして、資料 5 としまして「第 1 種特定海洋生物資源の採捕数量」という資料でございます。

資料は以上でございます。何か不足がございましたら御連絡いただきたいと思います、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

議事

（諮問事項）

諮問第 147 号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律

第 3 条第 7 項の規定に基づく基本計画の検討等について

木實谷管理課長 それでは議事に入りたいと思いますので、分科会長、よろしくお願いいたします。

櫻本分科会長 本日はお忙しいところを御参集いただきまして、ありがとうございます。それでは、本日の議事に入りたいと思います。

本日は諮問事項が 1 件、審議事項が 1 件、それから報告事項 2 件でございます。よろしくお願いいたします。

なお、本日審議いたします諮問事項につきましては、水産政策審議会で第 5 条第 6 項の規定に基づき資源管理分科会の決議をもって審議会の決議となります。よろしくお願いいたします。

それでは、審議事項に入りたいと思います。諮問第 147 号の「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第 3 条第 7 項の規定に基づく基本計画の変更等について」、事務局から資料の説明をお願いいたします。

木實谷管理課長 管理課長の木實谷でございます。諮問第 147 号「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第 3 条第 7 項の規定に基づく基本計画の検討等について」の説明を

いたします。恐縮ですが、着席して説明させていただきます。

お手元の資料2が今回の諮問内容でございます。まず諮問文を朗読させていただきます。

20水管第1479号

平成20年9月30日

水産政策審議会会長 山内皓平殿

農林水産大臣 石破茂

諮 問

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について（諮問第147号）

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第3条第7項の規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画（平成19年11月12日公表。以下「基本計画」という。）に別紙のとおり変更の検討を加えたいので、同条第8項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

また、審議の結果、別紙のとおり基本計画の一部を変更する必要がある旨の意見が得られた場合には、同条第7項の規定に基づき、基本計画を変更することとしたいので、同条第9項において準用する同条第4項の規定に基づき、併せて貴審議会の意見を求める。

以上でございます。

本諮問では、本年2月に設定しております平成20年のすけとうだらのTACにつきまして、オホーツク海南部のTAC数量の期中改定と、それに伴うTACの総量の改定について御審議いただくものでございます。

それでは、資料2-2「平成20年度すけとうだら漁獲可能量（案）」をごらんいただきたいと思っております。すけとうだらのTACは毎年4月～翌年の3月までを管理期間といたしておりまして、海域ごとにTACを設定するという形でやっているところでございます。このうちのオホーツク海につきましては、オホーツク海南部が大臣管理分、根室海峡が北海道知事管理分となっているわけでございます。

オホーツク海南部のT A Cの設定の考え方でございますが、この海域のすけとうだら資源がロシア水域とのまたがり資源であるということとともに、ロシア水域と我が国水域との漁獲量の比率が不明であるということで、従来から我が国水域におけます近年の最大漁獲量をT A Cとすることによりまして、近年経験した高水準の来遊にも対応できるように、毎年当初のT A Cにつきましては過去7年の最大漁獲量をベースに設定しているところでございます。

また、このような最大の来遊状況にも対応できるという考え方によりT A Cを設定しておりますことから、仮に当初の想定を上回る来遊が見込まれる場合には期中改定を行うことがあり得るということ、本年2月の資源管理分科会においても御説明させていただいているところでございます。

続きまして近年の漁獲状況でございますが、次の資料2 - 3のグラフをごらんいただきたいと思っております。この海域におきましては、左のグラフにありますとおり、平成18年漁期グラフのオレンジ色の一番下のラインでございますが、この終盤から高い水準での漁獲が続いておりまして、20年漁期、本年でございますが、18年、19年よりさらに高い水準で漁獲が推移しているところでございまして、8月末時点での採捕量が2万2866トンと平成9年にT A C制度が開始されて以来最も高い漁獲水準となっております。本年20年の当初のこの海域でのT A C枠が2万4000トンでございますが、それに対する消化率は既に95%となっているところでございます。

この海域のすけとうだら資源につきましてはロシア水域とまたがって分布しているということで、資源評価についても限界があります中で20年度の資源評価からはA B Cを算出しないこととしておりますが、定性的な資源評価では低位で増加傾向にあるとされているところでございます。

18年漁期以降の高い漁獲の水準につきましては、卵からの生き残りがよかった年の大きな群れの来遊によるのではないかと考えられているところでございます。

先ほど触れましたように、この海域のT A Cにつきましては最大の来遊状況にも対応できるという考え方によりT A Cを設定しているものでございまして、今漁期の漁獲は当初の想定を上回るものと見込まれますことから、今漁期の漁獲状況を踏まえて期中改定についてお諮りするものでございます。

具体的数量といたしましては、近年の漁獲量の推移を参考といたしまして、過去2年、18年、19年漁期の平均値と今漁期の4月～7月の漁獲実績の比率を基にいたしまして今漁

期全体に引き延ばしますと、今漁期はおよそ3万6000トン程度の漁獲が見込まれることになり、先ほどの資料2-2にございますように、オホーツク海南部を現在の2万4000トンから1万2000トン増加させて3万6000トンに改定いたしまして、これに伴いましてすけとうだら全体のTACも22万5000トンから同じく1万2000トン増の23万7000トンに改定することとしているものでございます。

このオホーツク海南部の増加分につきましては、大臣管理漁業でございます沖合底引き網漁業分として配分されることとなります。

なお、この増枠によります資源への影響についてでございますが、水産総合研究センターによりますと、2000年以降の努力量 投網回数でございますが の平均値を超えない水準であれば資源への悪い影響はないというふうにされておりますところですので、今回の増枠後も近年に比べて漁獲努力量が大きく変動することはないと見られますことから、資源管理上、特段の影響はないものと考えているところでございます。

諮問第147号にかかる説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願います。

櫻本分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの説明に対しまして御意見、御質問ございましたらお願いします。

特段ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

櫻本分科会長 今、異議なしの声をいただきましたが、諮問第147号につきましては原案どおりということにさせていただきます。

それでは、ただいまの諮問第147号につきまして、答申書を確認のために読み上げさせていただきます。

答申書20水審第18号

平成20年9月30日

農林水産大臣 石破茂殿

水産政策審議会会長 山内皓平

答 申

平成20年9月30日に開催された水産政策審議会第39回資源管理分科会において、審議の結果、諮問のあった下記事項については、諮問のとおり実施することが適当であると認める。

記

諮問第147号海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について

部長にお渡しいたします。

〔答申書手交〕

(報告事項)

今後の漁獲可能量配分比率の見直しについて

櫻本分科会長 それでは、次に審議事項に入ります。

今後の漁獲可能量配分比率の見直しについて、説明をお願いします。

木島資源管理推進室長 資源管理推進室長の木島でございます。座って御説明させていただきます。

資料3をごらんいただきたいと思います。漁獲可能量(TAC)につきましては、従来大臣管理漁業の漁業種類または都道府県ごとの配分する際の比率につきましては、直近3カ年の漁獲実績比率の平均値を算出し、これを今後3カ年の漁期にわたって用いることを基本としております。ただ、関係業界に漁業実態等を踏まえた別途の合意がある場合には、それを尊重することとしているところでございます。

明年平成21年のTAC設定に当たりましては、平成18年のTACの設定時にこの配分比率の見直しを行っており、それから3カ年が経過したということから、平成21年～23年のTAC設定に用いる基本比率につきましては、平成17、18、19の直近3カ年の漁獲データを用いた見直しが必要となってございます。なお、するめいかににつきましては、他の魚種から1年おくれまして対象となっているということから、基本比率の見直しにつきましては平成22年の漁期の設定時に行うということになっております。

次に、基本比率の算出方法でございます。まず使用するデータは、今申し上げましたように、平成17年～19年までの3カ年の漁獲実績を用います。この漁獲実績につきましては、

知事管理分につきましては農林統計の実績を、大臣管理分につきましてはT A C採捕実績

これは今、毎日っておりますが を使用することを原則としておりますが、これが適当でないと認められる場合には、可能な限り客観的かつ合理的なデータを用いるということでございます。

ただ、さば、すけとうだら、ずわいがににつきましてはT A Cは暦年の管理となっていないということから、ほかの魚種と合わせるためにT A C採捕実績の1～12月の集計値を使うということとしたいと思っております。

配分量を超過して漁獲した場合には、この実績には算入しないということでございます。

算出の方法でございますが、この3カ年の漁獲実績データを用いまして、我が国全体の漁獲実績に対する比率 これは小数点以下2けたまでを各年ごとに算出いたしますこの3カ年の単純平均を基本比率とするということでございます。

配分量の算出でございますが、このように、基本比率を用いまして決定した漁獲可能量を比例配分するということを基本としております。ただ、先ほど申しましたように、関係業界に別途の合意がある場合にはそれを尊重するということでございます。

配分の数量は1000トン単位ということでございます。また、1000トン未満につきましては、それを切り上げた数字を用いるということでございます。ただし、ずわいがににつきましてはトン単位としております。

また、次の場合には、「若干」ということで具体的な数字を表すことなく配分をするということになっております。

まず1番目でございますが、漁獲実績が100トン以上でございますが計算した配分量が平均配分量に満たないという場合がございます。ずわいがにについては10トン程度の漁獲実績があるということでございます。これは、資源に対する圧力が小さいということが認められるわけですが、「現状以上に漁獲努力量を増加させることがない」ということと、「採捕の数量を前年実績程度とする」ということになっております。

マイワシに関しましては、過去の漁獲実績が30トン以上の場合でございます。マイワシにつきましては資源の減少に伴いまして漁獲量が非常に低い水準で推移していることに加えまして、漁場の形成が不安定で混獲による採捕のウエイトが高まっていることから、数量管理が非常に難しいということでございます。これを理由として、30トン以上ある場合につきましてもすべて「若干」ということでございます。

漁獲実績の過半が定置網による場合がございます。定置網につきましては、そもそも待つ漁業であって管理が非常に難しいことから、数量管理をせず「若干」ということで配分したところでございます。

それ以外に、数量を明示しない場合がございます。これは、そもそも漁獲実績が100トン未満の都道府県、マイワシにつきましては30トン未満、ずわいがにについては実績がないということでございますが、これにつきましてはたまたまとれたということで、資源に対する圧力が無視できるほど小さいということから、漁獲可能量による管理をする必要がないということと数量を明示しないものでございます。

以上でございます。

櫻本分科会長 ありがとうございます。

T A Cの配分比率の見直しについて説明をいただきましたが、御意見、御質問ございますか。御意見、御質問、なくてよろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

櫻本分科会長 では、今の説明どおりということにさせていただきます。

(報告事項)

「 T A C 制度の課題と改善方向 (中間取りまとめ) 」について

(T A C 制度の検討に係る有識者懇談会の報告)

櫻本分科会長 次に、報告事項に入ります。

まず最初に、 T A C 制度の課題と改善方向 (中間取りまとめ) について御報告をお願いします。

木島資源管理推進室長 それでは、引き続き御説明いたします。

資料4をごらんいただきたいと思います。これは、9月11日に T A C 制度等の検討に関する有識者懇談会で取りまとめられた資料でございます。

1枚めくっていただきたいのですが、まずこの検討の経緯でございます。この T A C 制度につきましては「水産基本計画」、またその下に書いてございます「規制改革推進のための3か年計画」というものがございます。この両閣議決定で、 T A C 制度に関しまして、例えば対象魚種の追加ですとか、制度の厳格化、運用の厳格化につきまして検討を進めるべきだという指摘がなされておるわけでございます。また、その中には、 I Q ・ I T Q に

関しましても検討するということが盛り込まれております。

このような閣議決定を踏まえまして、水産庁といたしましては今年4月に「TAC制度等の検討に係る有識者懇談会」を設けまして、TAC制度とIQ・ITQ制度に大別して検討を進めているところでございます。このTAC制度に関しましては、先ほど申しました9月11日に中間取りまとめが行われたわけでございます。

その検討の経緯でございます。1ページの下に、4月に第1回目があり、6月に第2回目、7月に第3回、9月に第4回で取りまとめが行われたというところでございます。

2ページ目でございます。まず、我が国の資源管理におきますTAC制度の役割でございますが、今までの考え方が簡単に取りまとめられていると考えております。まず、各種資源管理手法とTAC制度の関係でございます。水産資源につきましては、その持続的な利用を図るために適切な保存管理措置を行う必要がございます。ただ、我が国におきましては、漁獲努力量に着目した投入量規制ですとか、技術的規制、またTAC制度のような産出量の規制、さらには漁業者がみずから行う資源管理型漁業ですとか回復計画ということがいろいろ組み合わされて資源管理が行われているわけでございます。

それぞれの管理手法の特徴でございます。投入量規制ですとか技術的規制につきましては、現在行われております漁業許可制度を中心として、網羅的・魚種横断的に措置が行われており、我が国の漁業におきましては、操業規制の基本的な枠組みを形成し、基礎的・長期的規制の実施に適しているというところでございます。

また、一定の区域や期間の操業を規制するという事で、特定の魚種ですとか成長過程に的を絞った「質的な規制」を比較的容易に行うことができるという特徴があるということでございます。

次に、TAC制度、産出量の規制につきましては、投入量規制・技術的規制による管理措置に加えまして、特定の資源を対象としてその漁獲量の上限を定めることによりまして、資源状況に応じた機動的・直接的な管理が可能だということでございます。

一方、魚種ごとのTAC設定やその管理に相当の労力・コストを必要とするということと、そもそもTAC設定ができるためには科学的な知見が必要でございます。そういう基礎的な知見が十分なければならないということでございます。

また、漁獲の集中による資源への悪影響を招かないように、分割配分ですとか自主的な管理が行われております。このような漁獲可能量の管理は、需要に応じた供給ですとか漁業経営の安定に貢献をしておるということが特徴としてあらわれております。

資源管理手法の特徴や多種多様な魚種を多くの漁船・漁業者が利用するという我が国漁業の実態を踏まえた場合には、対象資源や漁業の特徴に応じた適切な管理手法を用いることが重要でございます。

従来から行われてきた許可制度等を中心とする投入量規制・技術的規制をベースとして、T A C制度についてはこれらの投入量規制などとともに、管理手法の一つとしてその必要性、効果、またコストを勘案して使っていくことが適当であるということでございます。

次に、T A C制度を導入して10年過ぎたわけでございますが、その評価でございます。我が国の漁業生産量は、長期的に見ますとマイワシとの資源変動ですとか海外漁場の縮小ということで大きく減少しておりますが、T A C制度導入以降の対象魚種の資源状況は横ばいまたは増加傾向にある魚種が過半を占めているという実態がございます。また、漁業者団体のほうでは自主的な協定制度を活用してT A C管理を行っており、この結果、漁業者に資源管理意識の高まりが見られております。

このように、T A C制度に関しましては、我が国の資源管理に一定の役割を果たしているというふうに評価できるものと思っております。

また、T A C制度につきましては、先ほど申しました漁獲量の上限を定めるということでございますので、当該魚種の需給安定にも寄与するということが考えられるということでございます。

一方、T A C制度の課題と改善すべき方向でございます。まず、資源評価またはA B Cの課題といたしましては、その時点で入手し得る漁獲データや調査船調査等の科学的情報に基づいて評価を行う。それに新規加入量の予測を加えまして資源の状況に応じた管理の考え方を設定し、A B Cの算定を行うということでございますが、これらについては次のような課題がございます。

1つ目には、資源によって情報の質・量がさまざまであるということでございます。そもそも十分な情報が得られていない資源もありますし、技術的に直近の新規加入量の規模とか将来の加入量の正確な予測、把握が非常に難しい。資源評価、A B Cについてはこのような制限がございますものですから、一定の限度があるということがございます。この資源管理を行うに当たりまして、科学的な限界につきまして十分踏まえながら制度運用を行うことが必要ではないかということがまず第1点でございます。

次に、A B Cにつきましても資源状況の目標、どの程度資源をふやしていくのか、維持していくのかの設定の内容ですとか、その実現を図るための期間の設定で非常に異なって

くるということがまず特徴として挙げられるわけですが、このようなA B Cの性格につきまして十分な理解が得られていないのではないかとということでございます。

3つ目に、資源が著しく悪化したものとか、そもそも外国水域に主たる分布がある、つまり我が国にとってしみ出しであるものについては適切な資源評価が難しく、十分な科学的情報に基づくA B Cを算定することが難しいのではないかとございます。

それぞれについて、改善の方向でございます。まず、資源評価A B Cの科学的根拠に限界があるということにつきましては、調査方法、評価方法の改善を進めるということとともに、調査計画や資源また漁獲の状況について漁業者からの意見・情報を聴取して、今後とも資源評価の精度向上を推進するということがございます。また将来の予測につきましては、限界があるということから、一定のルールに基づきまして資源の再評価、A B Cの算定を行い、T A Cの期中改定の検討のために提示をするということでございます。

A B Cは目標、期間によって異なるのではないかとございますが、A B Cの算定方法ですとかその特性につきましては、漁業者など関係者の理解が得られるよう、資源評価やA B Cの算定に当たりましては関係者が参加するもとの、公開の場で意見交換、説明を行うということでございます。

また、A B Cにつきましては今申しましたように、内容によって異なるということがございますので、複数のA B Cを算定して、中期的な管理目標を踏まえたT A C設定の検討のために提示をするということでございます。

資源状況が著しく悪化した資源ですとか、外国水域に主体がある資源につきましては資源状況の把握が非常に難しいものですから、十分な科学的根拠に基づくA B Cの算定が難しいため、これらの資源に関しましては定性的な評価を実施するということでございます。

T A C制度に関する課題でございますが、まずT A Cの設定に当たっては、その過程が不透明ではないかという意見があることから、透明性を高めるべきであるということが第1点でございます。それから、T A Cの設定に当たりましては、漁業の経営事情を勘案することが国連海保条約また資源管理法で認められておりますが、A B Cを大きく上回るT A Cの設定は一般にわかりにくいということから、可能な限りこれを超えることのないよう努めることが必要ではないかという点でございます。

これの改善の方向でございますが、まずT A C設定の透明性また関係者の理解という点に関しましては、T A Cの設定に関しましては経営事情を勘案しつつA B Cを可能な限りを超えることのないように努めるとともに、関係漁業者の理解と納得を得られるように漁業

者、加工流通業者など、関係者の参加のもとで、公開の場でT A C設定の議論を行うというところでございます。

次に、T A CがA B Cを上回る要因の一つとして、魚群の分布状況等に応じて追加配分するための調整枠がございますが、これに関しましては調整枠そのもの、ここには調整枠の縮小また調整枠の外枠化というのが書いてございますが、調整枠自体がやはりわかりづらいうふうな内部でも意見がございまして、そもそも調整枠を設定することなく必要に応じて追加配分をするという方向で進めていきたいと考えております。

次に、対象魚種についてでございます。対象魚種を広げていくべきではないかという意見があったわけでございますが、これにつきましても、まずT A C制度は我が国の資源管理に一定の役割を果たしていることから、対象魚種の追加を検討することが必要ではないかという課題がございます。また、さばに関しましてはまさばとごまさばを一緒に管理をしているわけでございますが、そもそも種が違う、また資源状況が違っていることから、さば類としての一括管理を見直すべきではないかという点でございます。

3つ目に、マイワシ、マアジに関しまして、それぞれ太平洋系群、また対馬残留系群というふうに系群ごとに資源評価が行われているものですから、資源の管理、T A Cの管理も系群ごとに設定すべきではないかということでございます。

それぞれにつきまして、改善の方向でございます。まず魚種の追加でございますが、そもそもT A C制度と申しますのは、その実施の条件や関係漁業に与える影響等を考えますと、すべての資源に適用するものではございませんし、また、本制度のみで資源管理ができるわけでもございません。このため、個別資源の特性等に応じまして、先ほども申しましたような漁獲努力量規制ですとか、回復計画、またT A C制度等の中から適切なものを組み合わせて実施する必要がございます。

このような観点から、現在の7つのT A C対象魚種に続いて採捕、また消費量が多い、また国民生活上、漁業上重要な魚種でございますかたくちいわし、ほっけ、ぶり、まだらなどにつきましてT A C対象魚種とすることの適否を検討したわけですが、そもそもこれらの魚種につきましては科学的知見が十分でないということ、また資源状況も近年安定していることなどから、現時点でこれらの魚種につきましてT A C管理をする必要が低いと考えられたわけでございます。

ただ、今後とも、これらの魚種を含めまして科学的知見の集積に努めるとともに、資源の特性を踏まえつつ、追加につきまして検討を進めていくということでございます。

まさばとごまさばについて、それぞれ別々に管理するべきではないかという点でございますが、このまさばとごまさばにつきましては、現在、農林水産統計の統計情報を収集している主要43市場のうち8市場においてのみ一定サイズ以上のものが別々に取り扱われているという状況でございます。ただ、これらの8市場におきましても、小型魚に関しましてはまさば、ごまさば別々に扱われていないという状況でございますし、また残りの市場におきましては、サイズを問わずまさばとごまさばとが一緒に扱われている状況でございますものですから、種別に扱われているさばの量はさばの漁獲量と申しましたら全体の3割に満たないという状況でございます。

このような状況を踏まえますと、仮にまさばとごまさばを別々にTACを設定いたしましても、漁獲量そのものがTACの管理ができないということがございますので、現時点におきましては難しいと判断せざるを得ない状況でございます。ただ、資源管理の評価のため、今後とも入手可能なデータの活用につきまして検討をするということでございます。

アジ、さば、イワシなどの系群ごと管理でございますが、これらの魚種につきましても、系群ごとの交流が見られる、また系群ごとの漁獲量の把握が非常に難しいということから現時点では難しいと考えておりますが、さらに検討をするということでございます。

次に、漁期中の制度の運用でございます。これにつきましては、まず次のような課題がございます。漁獲実績がTACやTACの配分量を超過したという例が見られるので、こうしたことを未然に防止するような措置が必要ではないか。次に、漁期中の資源状況や漁場形成の状況を踏まえた期中改定、調整枠につきましては先ほど申しましたように、今後調整枠については設定をしないという方向で行いたいと思っておりますが、これらについて、期中改定、追加の配分などについてルールを定め、わかりやすいものとする必要があるのではないか。また、TAC設定期間等TAC制度の運用に当たっては必要な見直しを行うべきではないかということでございます。

配分量の超過の部分でございますが、まずTAC配分量を合理的に利用する計画的な操業を行うためのモデルを現在つくっておりますものですから、それを早急に作成し、漁業者の利用を促進するというのが第1点でございます。また、採捕状況の把握につきましては、市場データを活用する仕組みが妥当だと考えておりますが、これがさらに徹底されるよう現地での調査を行うことなどにより補完するというところでございます。

また、配分量の超過を防ぐために必要に応じまして協定で月別、旬別、またさらには漁業者別など、自主的管理の導入を促進するというところでございます。

次に、期中の改定についてでございますが、資源評価制度はそもそもが限界があるということがございますものですから、資源の再評価を含めたT A C期中改定につきましては、資源再評価を実施すべき条件、また期中改定の実施方法や時期等についてルールを定めるということでございます。また、必要に応じましてT A C設定の期間、時期について見直しを行うことということでございます。

この最後のT A C設定の期間、時期の見直しについてでございますが、具体的には現在、7 - 6月でT A C設定が行われておりますさば類、ずわいがににつきましては、現在11月に決定しておりますが、これを直前の資源状況のデータ等を入れた5月ごろに水政審の場で決定してはいかがかということをお今、考えておるところでございます。

また、さんまにつきましても、漁期が年後半から実際始まるということから、11月に設定するのではなく、これは今後の課題でございますが、現在の暦年T A Cではなく漁期に合わせたT A C設定とする方向で見直しをしてはどうかということをお今検討しているところでございます。

以上でございます。

櫻本分科会長 ありがとうございます。

このT A C制度の検討に関する有識者懇談会は4回行われましたが、それぞれ2時間半ぐらいかけて活発な議論をしていただきまして、こういう形にまとめさせていただいたということでございます。

この審議会でも随分T A Cに関連して問題点が指摘されておりましたが、かなりの部分が改善されたのではないかと考えておりますが、御意見、御質問、コメントでも結構です。よろしく願いいたします。

婁特別委員 T A C制度についての課題と改善方向ということでございますが、ただ課題整理にかかわる部分ですが、よく議論の中で、例えばさんまのT A CがA B Cよりはるかに下回って設定されている、その部分についての資源の過少利用があるのではないかと御指摘があったかと思いますが、私は実際現状のT A C水準はそれなりの効率性があると思うのですが、こういった御指摘に対しての回答というか検討というようなものは実際行われているのかどうかというのをお教えいただきたいと思っております。

木島資源管理推進室長 具体的にさんまにつきまして議論が行われた経緯はございません。ただ、先ほど申しましたように、漁獲可能量の設定が結果として需給の安定に寄与する効果がございますものですから、さんまにつきましても、確かにA B Cに関しますと利

用量が少ないということはあろうかと思いますが、そこは需要また供給というバランスのもとで考えていくべきものではないかと思っております。

農特別委員 そのとおりだと思うのですが、この設定に関して2つの問題があるかなという、要するに批判を受けるという可能性。一つは、ABCとTACが乖離して過少利用が起きるということと、もう一つは仮にTACが設定されても、実績として水揚げ実績が低いときにいろいろ批判を受けられるかもしれません。もちろん、それはそれなりの需給バランスを勘案した実際の対応だろうと思えますから、そこで効率性についてある程度検討して国民に向けて説明するという形での努力も必要かなという気がするのですが、どうでしょうか。

木島資源管理推進室長 実際にさんまに関しましては、今年かなり輸出がふえているという状況もございます。ですから、そういうことも踏まえまして、漁獲可能量は昨年比でかなり大きく増加しております。今後とも、利用の状況なりまた我が国の国民に対する安定供給という観点から、漁業者の経営のことも考えていかなければいけません、全体のバランスなりを見て漁獲可能量制度について柔軟に運用していきたいと思っております。

櫻本分科会長 よろしいでしょうか。

ほかに、何か。

市山特別委員 TACの有識者懇談会というのは、1年に何遍ほど行われるものか。それから、このメンバーで、例えば今説明があったTACの7魚種だけれども、次に魚種を加えるとしたらどのような検討、今の報告ですとほっけとかかたくちいわしとか拳がっていますが、現時点では資源が安定しているという経過でTACに加えなくてもいいという結果が出ているようですが、この有識者懇談会で出るものですか、それとも事務官サイドでそういう資源評価するものですか。その辺をぜひひとつお聞きしたいと思います。

木島資源管理推進室長 そもそもこの有識者懇談会につきましては、今年1年を考えております。ですから、12月に最終の取りまとめが行われて、そこで基本的におしまいということを考えております。

今後の予定でございますが、9月に第1回目のIQ個別割り当て制に関する検討が行われ、この個別割り当て制、具体的に申しますとIQ・ITQに関しまして、あと2回程度の検討を行うことを今予定しております。魚種に関しましては、ここの有識者懇談会でこういう一定の方向性が示されているわけでございますので、それを踏まえまして今後とも

水産庁としては資源研究者なりと協議をして資源状況の把握に努めていきたいと思っております。

市山特別委員 ちょっと理解できないことがあるのですが、この7魚種から魚種をふやすとかふやさないとかどうだという検討はこの有識者懇談会でするものかどうかということ。

木島資源管理推進室長 魚種の追加につきましては、当然ながらこの水政審の場で御議論をいただいて、ここで答申が得られればそういう方向で政令の改正が行われるということでございます。

この有識者懇談会の場で議論がされるというか、その方向性につきましては現時点においてはふやす必要性がないということでございますが、最終的な決断はここで行われるということでございます。

市山特別委員 ここでということは、この有識者懇談会。

木島資源管理推進室長 いや、水政審の場です。この分科会の場でございます。

市山特別委員 分科会の場でということなので、一言だけこの機会にお話しして、今の時期に適合しているのかどうか。全くローカル的な話。私は北海道だけれども、北海道は一面でなく、オホーツクある、日本海ある、太平洋あるというバラエティに富んだ海なので、今回、この期中改正でオホーツクですけそうが追加配分できたということで、北海道としては大変喜ばしいことで、ひとつ大漁してほしいなと思っているのですが、一方でその海域によってはすけそうだら資源が著しく低下して、大臣枠とも知事枠ともTACの半分も及ばないような水準に低下しているものがあるから、採算をとらないとだめですからどうしてもTAC品目でない魚種に、言葉は悪いですが、漁獲圧力をかけていく。そうすると今まで思ってもいなかった魚種が急に少なくなったりすることもあり得ると思うのです。

私がきょう聞きたいのは、私のほうからそれを提案するのではなく、有識者懇談会とかいうところで提言があれば取り入れるというのであれば、持ち帰って全体で討議する話ではなく、北海道的な話なので、ひとつそういう形にしたいなと。ほっけのことですけれども。ここにはほっけも入っていて「資源状況も安定していることなどから」となっているのは、安定というのは私はシーズンを見て言っていると思うんです。トン数を言うと、大であろうが小であろうが中であろうが、揚がればトン数になりますから。大人をとっているときは大したことないから、老人になっていくからとられても、それは価格にも反映す

るしトン数にも反映する。だけど、それを漁獲圧力をかけて小さい子供をとってしまうと、大人になるものがなくなる。1匹と3匹と値するトン数が3年後、5年後に与える影響は大変あると思うのです。そのことを最近心配するものですから、北海道からも有識者懇談会に出ているので、ぜひそういう場でひとつディスカッションしていただければなと思って今のを聞いたのです。こちらからは提言しませんから。ありがとうございます。

櫻本分科会長 ありがとうございます。何かお答え。

木島資源管理推進室長 ほっけに関しましては、基本、すけとうだらと違いまして、今は資源の状況がよくわからないという状況でございます。ですから、例えば資源の全体量ですとか当然ながら資源の予測ができないという状況でございます。こういう中で全体の漁獲量の上限を決めるということはかなり難しいのではないかと考えております。

ただ、資源の状況について非常に懸念されているという御発言もございましたし、すけとうだら以外の魚種に漁獲圧力が向かうということがあろうかと思いますので、その辺につきましてはどういうふうに資源を守っていくのか、例えば質的な規制をかけることができるのかどうか。こういうことについても頭に置いて、道庁さんなり関係の団体と必要に応じて話し合っていきたいと思っております。

櫻本分科会長 よろしいでしょうか。

ほかにございますか。

中田特別委員 T A C 制度の評価についてですが、T A C 制度は10年経過しているということで、その間にマイワシ等の資源は減少をしているが、その他の魚種については横ばいまたは増加傾向にあると書いてあるのですが、その辺が私はよくわからない。水産庁から出ている資料も私いろいろ見ているのですが、大体減少しているわけで、それが今いろいろ問題となって見直しその他が図られているのではないかなと思っているのですが、じゃ、マイワシ、さばはどうなのとか、いかはどうなのとか、すけそうはどうなのかと一つ一つとっていくと、みんな下がっているような感じがしますし、私も新潟ですが、実態としては相当獲れない、獲れないということで、船も出ても空振りして帰ってくるという状況になってきていますので、この辺との不一致というかあれがわからないです。これは説明していただけますか。

木島資源管理推進室長 資料4 - 1の参考図表の4ページ目と5ページ目をごらんいただきたいのですが、確かに委員おっしゃいますように、すけとうだらですとか特に日本海北部系群、それからマイワシも大きく減少してその後低迷している状況でございますが、

一方、例えばさばに関しましても一時非常に低迷したものがここ数年は若干高い水準にあるということもございますし、また若干でこぼこはございますが、するめいかですとかずわいがにに関しましてもおおむね安定的な推移をここ数年はしておるということでございます。

確かに、こういう資源に関しましては長い目で見ると、例えば20年前、30年前、もしくはそれ以前に比べますとたくさん獲れていないというものもあると思います。ただ、漁獲可能量制度を導入して以降の水準に関しましては、基本的には安定的に推移をしておるという状況にあるということでございます。

中田特別委員 T A C 制度は現状の漁獲量では採算が合わなくなってきたという状況で、回復しなければならないということが目的ですよね。ですから、20年前、1980年代ですと、イワシなんか450万トンぐらい獲れたのが今は100分に1ぐらいになってしまっているわけです。さばも同様に、そこまで行きませんが。ですから、基準をある程度高く持っていないと、ここ10年だけを取り上げていいんだということは、もうこれは低位でこれ以上下がらないような状況になってしまっている。要するに、漁をしても獲れないんだということになると、これは当然漁獲高は変わりませんから、そういう状況ではないかなと思っています。

したがって、目標をもっと高く上げていくということと、T A C の見直し、今やられているんだと思いますが、これを真剣にやっけていかないと大変なことになるのではないかなと私は思っております。

以上です。

櫻本分科会長 ありがとうございます。

何かコメントはありますか。

木島資源管理推進室長 確かに資源状況が低位にあるものも多々あるわけでございますが、例えばマイワシに関しますと、基本的に資源変動が大きいんだと思っております。また、すけとうだらに関しましてもなかなか資源の動向が、方向はトレンドとしてかなり厳しい状況にあるというのも事実だと思っております。

ただ、私どもといたしましては、例えばまさばでやっておるような回復計画で、できるだけ休漁をしていく。また、親魚、また小さいものを獲らないようにしていくということやうまく組み合わせまして、出た資源をできるだけ残していく方向で取り組んでいきたいと思っております。

こういうところまで資源を持っていくんだという状況に関しましては、海峡、資源の状況、それからいろいろな要因が絡んでくるものですから難しいのですが、そこは毎年毎年の資源状況の変化また状況を見ながら、この辺でどういう方向でやれば一番うまくいくのか、また回復傾向をどういうふうに組み合わせればいいのか、そういうことを総合的に判断して資源管理を進めていきたいと思っております。

櫻本分科会長 中田委員、よろしいでしょうか。必ずしも現状でいいというわけではないと思うのですが。

中田特別委員 そうですね。現状の漁業経営との絡みがあって、思い切ったことがなかなかできないということがあると思いますが、将来、5年、10年先、じゃ、どうなるのということを目標にしていかないと、現状だけ見ていれば確かにとらなければ経営できないんだと。だけど、今苦しんでも将来明るい見通しがあるのであればいいですが、今はもうそういう見通しはないですよ。だから、どんどんどんどん減船もしていくという状況です。ですから、将来のないようなやり方はよくない。だから、今苦しんでも将来はあるのだというやり方をとっていただきたいなと思っております。

櫻本分科会長 ありがとうございます。

山田特別委員 このTACの改善、中間取りまとめについての説明についてはよく理解をいたしましたし、これは第3回の懇談会の後だと思うのですが、8月25日、櫻本座長が規制改革会議中間取りまとめに対する問題提起ということで水産経済新聞が発表して、それを読ませてもらって、私は全く櫻本座長がおっしゃっていることに意を強くしているところでございますが、今後4回目の中間取りまとめが出た後に、12日の北海道新聞に、小さな記事ですが載っていました。

短いですが読ませてもらいますと、見出しとしては「TAC設定の厳格化を勧告」ということで、「水産庁の有識者懇談会は11日、さんま、すけそうら等7魚種に設定される漁獲可能量(TAC)について、資源枯渇を防ぐ目安の生物学的許容漁獲量(ABC)を可能な限り超えないようにすべきだと勧告した。水産庁が決めるTACは漁業者の経営状況を勘案し、すけそうら、さばなど5種類などABCを上回っている。実際の漁獲量がTACを超えるケースもあり、資源維持のための歯どめとして機能していないのが実情だ。今回の勧告を踏まえ、道庁は来年の漁期からTAC設定を改め、実際の漁獲量がABCを超えない監視ルールを定める」という記事が載っているんです。今報告を受けたのと全く、どうしてこういう記事になるのかなと。出元はどこかというのは大体想像はつきま

すが、こういう記事に対して水産庁として、こういうのは違うんですよ、これでは事実に基づかない記事になるんですよというようなことを、書かれっぱなし、言われっぱなしでほうっておけというのはそれはそれでいいのですが、この辺はどんなふうにとらえたらよるしいのですか。

木島資源管理推進室長 答えになっていないのかもしれませんが、今回の中間取りまとめに関しましては、私どもといたしましては一つには業界の新聞、業界誌、また3階の農林クラブと申します記者がいるところがございます。そこに投げ込んで必要に応じて各新聞社の記者の方にはかなり丁寧懇切に説明をしたつもりでございます。ただ、実際に先ほど地方紙の記事の中でそういうふうな、かなり誤ったと申しますか、歪曲した記事が出るというのも事実でございます。ただ、それについて一々反論を水産庁としてやるというのもなかなか難しい部分もございますものですから、そういうことがもし情報としていただけましたら、必要に応じてこちらから御説明をしたいと思っております。

山田特別委員 わかりました。こういう記事が出ますと、北海道もやっぱり、我々漁業者、各地区から「こういう記事が出ているけどどうなっているんだ」という問い合わせが我々機船連事務局にも来るんです。どうもこういう内容を見ますと、何か意図的に、言うなれば悪意というのか、意図的に流させているのかなというふうに私たちはとらざるを得ないんです。

ですから、今室長がおっしゃるとおり、きちっとしてくれば別段このこと自体は、私は、水産庁がとやかくどうのこうのということではなくて、そういう情報が十分あればお話をしてお話して対処していただきたい。ただそれだけのことです。

櫻本分科会長 ありがとうございます。

須能委員 有識者懇談会の委員の一人として補足説明させていただきたいと思います。先ほどのABCを超えないようにTACを設定しようというような話は出ました。ただ、ABCも生物学的にかなり不透明な部分があるので、今回の説明にもありますように、3年後で回復するのか5年後で回復するのか、10年後で資源回復するのかというシナリオを書いて、そのシナリオの作成に当たっては漁業の現場の方にも参加していただいて資源管理を踏まえた中での意識を高めて、そういうABCのもとでのTAC設定をぜひ乖離を是正しましょうと。

それから、先ほど中田委員からお話がありました資源管理の意味のTACと漁業管理の問題とが実際混在しているわけです。今、許可をもらっている方の生存権があるものです

から、T A Cをなかなか下げられないという現実があると思います。

本来であれば、T A Cに見合う隻数にして減船なり休漁をするということに裏づけがなければ、何を書いてもできないわけです。先ほどの説明も非常に苦しい、現在においても資源の変化は余りないということですが、本来であれば経営が成り立つ一隻当たりのクォーターと言いますか、トータルのT A Cが存在してやっていく。それが大きな目的にあった上で健全化に向けて進むべきだろうと思うんです。

その中で、先ほどのさんまの話も含めまして、余剰のある資源をどう活用するのか。それから、同じ青魚でイワシがないのであれば、さんまをどう対応するのか。これはさんま棒受網漁業だけの漁業資源ではないわけで、その辺はさんまの議論の中でも、余ればいずれまき網だとかトロールからの漁業圧力はくるだろうと。ですから、最大限漁獲努力をしなくてははいけません。

ただし、現在の供給と需要の関係の中で、その一方的な議論には行かないですよ。そのためには、関係者間の十分な議論を踏まえて、納得した議論が必要でしょう。そういう意味で、この有識者懇談会の中でも議論はしておりますし、タイムリミットとしては年内に結論を出すということですから、私の理解では今回の結論で課題が整理され、今後さらに政策的にどういうふうにするのかという宿題といたしますが、物を大きく、財政出動も含めた提言を述べなければ何の意味もないといたしますが、本当の意味の改革にはならぬだろうなど。そういう意味で、まだまだ時間がありますので、委員の皆さんの意見も十分踏まえた中で、我々は精いっぱい答申をしていきたいと考えている次第です。

以上です。

櫻本分科会長 ありがとうございます。

東村委員 今までの実態に関する話と少々線がずれまして、論理的にどうかというので気になった点がございます。追加配分のことですが、今お話にもありましたように、T A Cを減らすというのはなかなか難しいということが現状としてあるのは重々承知しておりますが、追加配分のルールがあるのに、一方で逆に資源が少ないことがわかったときの減少のルールがないというのはどうもおかしいようなというか、片手落ちのような気がいたします。

例えば、T A Cがものすごく低い、もうぎりぎりの水準で設定されていて、たまたま資源が多かったからふやすというような実態があるのであればそれは納得のいく話ですが、実際のところ、正直に申しまして、A B CよりもT A Cのほうが大きいと。それならば、

どうして獲れていないのにTACを減らすシステムはないのかということに、私は別に減らさなければいけないと申しているわけではなく、論理的な整合性として、その場合はどうなんですかということをお聞きしたいということでございます。

以上です。

櫻本分科会長 ありがとうございます。

木島資源管理推進室長 理屈の上では、漁獲可能量は年1回見直しをしるということで、資源の状況が変化すれば漁獲可能量を漁業者の状況なりを踏まえて増やす、また減らすということはあるのかもしれませんが。

ただ、現実には資源の動向が大きく減少し、漁獲ができないということであれば、そもそも漁獲量が非常に低い水準でおさまっている。ですから、頑張ってもなかなか獲れないというのが現状ではないかなと思っております。この辺が特に、アメリカですとか、カナダですとか、ヨーロッパなどで漁獲可能量が下がった場合に過度の漁獲競争が起きるということで、結果として漁期が極めて短くなるという事例が報告されているようでございますが、我が国の場合には非常に細かい漁業の管理、またその規制が、またさらに言うのであれば自主的な操業ルールが備わっているということもあって、現実には漁獲、外国で行われているような状況には陥っていないと思っております。

ですから、申しますように、実際理論的には確かに減らすということはあるのかもしれませんが、現実にはそういうことをやらなければならないような状況にはなっていないということでございます。

櫻本分科会長 よろしいでしょうか。

東村委員 ありがとうございます。

櫻本分科会長 ほかにございますか。

八木田特別委員 八木田と申します。

今回、初めてこの委員会に出席させていただきまして、わからないことがあるのでお伺いしたいと思うのですが、まず今回のこの有識者懇談会の委員はどのような選考基準で選ばれたのか教えていただきたいと思っております。

木實谷管理課長 管理課長でございます。

これは各界から漁業関係者、学識経験者、あるいは地方行政の関係者とか、バランスをとっていこうということでそれぞれ大体割り振って、そうした中から選考させていただいたものでございまして、それ以上の基準は特段ございません。

八木田特別委員 わかりました。今、バランスをとったということで。私どものこれを見てみると、これで本当にバランスがとれているのかなという。非常にこれはアンバランスで、偏った委員の構成メンバーでないかなという思いをして見ている業界もあるわけです。

今、須能さんからの意見もありまして、一方に確かにそういう御意見もございますが、私どもこのさんまの置かれている状況の中で、T A Cの制度は本当に何のためにあるんだという思いがするんです。私ども、このT A C制度になりましてからT A C、T A Cとこれに本当に振り回されて、業界自体がもうひどい状況になっている。私どものさんまは資源的に今豊富な状況にあるということで、これらはT A C制度で資源管理される以前に自分たちが自らこの資源を守ってきた。資源があるから今年もいろいろな状況の中でT A Cの数量が増えてきた。そういった中で、今年、現状において決まった大臣管理の部分でも35万トンを獲得しようということでやりますと、全く採算を無視したような形でなければ獲れなくなってくる。燃料が高騰をして政府からああいう補助メニューができた。

しかしながら、一方でT A Cの増量に答えていくと。燃料は余計に消費しながら魚価は下がっていく。本当にこのT A C制度自体何のためにあるんだと。資源が豊富にあってそれを有効利用するのであれば、私ども小さな船から大きな船までありまして、それらもちゃんと加味した中でうまく利用できるようなシステムも考えて、ただ数量だけ決めてしまって、あとは「はい、漁業者勝手にしなさい」ではやっていけない状況になりますので、その辺も考えていただきたいなと思います。

まず、この懇談会は本当に失礼な話ですが、私どもの目から見るとバランスにもものすごい欠けていると言わざるを得ないと思っております。この辺もでき得れば、このメンバーの方が云々という話ではなくて、どこの業界から見てもバランスのとれた委員の配分構成にしていいただきたいなというお願いです。それと、このT A Cの数量も、本当に何のためのT A Cなのかということをも十分認識した上で数量の決定もしていただきたいなというお願いです。

櫻本分科会長 ありがとうございます。

2点、御意見がありますが。

木實谷管理課長 まず、有識者懇談会の委員の選定でございますが、これは先ほども申しましたとおり、できるだけ幅広い分野の方に参加していただきたいという観点で委員をお願いしたものでございます。

それから、T A C制度について、さんま業界からも御意見はいろいろあると思いますが、T A C制度の今の対象魚種の中では、例えばこの有識者懇談会の中間取りまとめでもございますが、漁獲量の上限を決定することによって当該魚種の需給の安定にも寄与しているというふうにも考えられるわけございまして、我々としてはさんまなどはこの代表例ではないのかなと考えているわけございまして。

いずれにしても、ただいまも意見ございましたが、さんま業界ないしその関連の方々からまた御意見があれば、またディスカッションしながらT A C制度のよりよい運用にこれからも務めて参りたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

宮原審議官 今までT A Cの話に限定されているので私から発言は控えていたのですが、中田特別委員がおっしゃったように、T A Cだけで業界の今後のあり方とか水産業のあり方はなかなか語れない部分がありまして、もちろんT A Cは一つのツールではあるのですが、同様に今、漁船漁業の構造改革をしなければいけないということで、別途の事業をやりながら進んできている。そういう中では、例えばこれはまき網漁業でございますが、年間の水揚げが10億円以上ないとまたなかつた経営を隻数を減らして7億円の水準で合うように直していこうではないかということが着手されたりしてきている。そういう中で、量をたくさん獲らなければどうしても経営がだめになるから、どうしても獲らせろという、そういう構造を変えていくという努力は別途行われているということがございます。

そういう中で、今、須能さんの御説明があったので、大分中がわかってきたかと思いますが、そこでなぜかさんまが出てしまったので、八木田さんから非常に強い御意見があったと思いますが、さんまにつきましては八木田さんも御存じのとおり、1年前にさんまのあり方の検討会というのをやって、これは関係者の方はほとんど入っていただいております。これはあらゆる業界の方に入っていただいてやって、特に公海のさんまの資源の利用の方法の話が中心になりましたが、そこでさんまの利用をできるだけ高めなければいけないのだけれども、今の棒受網業界の存亡の問題もあるので、そこは慎重にゆっくりやっっていかなければいけないんだよというのが結論として出て、さんまの棒受網業界のほうは、一番有利な200海里内の漁場をさんま棒受網でできるだけ利用し漁獲を上げていこうということで、T A Cを引き上げることについてさんま業界の中でも合意が得られて進んできた話だと私は理解しています。

ただ、八木田さんおっしゃったとおり、我々が全く予想していなかった燃油の著しい高騰という状況があったもので、それが経営的に今、さんまの増産に対しては非常に足を引

っ張る形になっているという状況があるので、今八木田会長の大変難しい中で操業をやっておられるという心情の吐露になったのではないかと推察をする次第でございます。

またもとに戻りますが、結局さんまにつきましても、ほかの魚種につきましても、漁業の構造改革を一生懸命今、燃油の高騰で足どめをくっている状況ではございますが、水産庁としてもバランスをとれた形で進めながら何とか実行できる資源回復を図っていきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思えます。

櫻本分科会長 ありがとうございます。

八木田委員、よろしいでしょうか。

八木田特別委員 この懇談会の役員構成というのはあくまでも公平に、あとバランスよくということですが、私どもを初めほかの業界さんもそう思われている方もいるのではないのかなと思えますし、でき得れば、今回任期はどこまであるのかはわからないのですが、そういう不満を持っている業界もあるということで、もうちょっとバランスを考えた構成にしていきたいなということと、今、公海のさんまの資源の話が出てきまして、この資源も昨年と今年、実際公海事業のほうで資源調査いたしまして感じたことは、あそこの資源は公海といえども、間違いなく日本に入ってくる資源なんです。完全に、漁場的に見ていても、時期的な漁場形成を見ていても。

そうすると、公海域での180°以西だと、恐らく間違いなくあれはもう日本の資源だと。それで、あそこでする部分に関しては、日本に来る前の、秋に獲るさんまの資源の先取りにしかないという認識を持っていますので、そのことも含め合わせて今後も考えていただきたいと思えます。

以上です。

櫻本分科会長 ありがとうございます。

ほかにございませつか。よろしいですか。ほかに御意見がなければ、次の報告事項に移りたいと思えます。

第1種特定海洋生物資源の採捕数量について

櫻本分科会長 次は、第1種特定海洋生物資源の採捕数量について御報告をお願いします。

木島資源管理推進室長 それでは、資料5に沿いまして御説明いたしたいと思えます。

これは6月30日までに採捕された数量でございます。まず、6月までに終わったものでございますが、さば類とずわいがににつきましては漁期が終了しております。さばに関しましては、ここに書いてございますように、全体としては54%の消化状況であったということでございます。それから、ずわいがにに関しましては77%の消化状況であったということでございます。

次をめぐっていただきたいのですが、その裏でございます。真ん中から若干下のさばでございますが、大臣分に関しましては9割の消化状況でありましたが、その右隣の県の状況に関しましては、約9割のところから3割強のところまでかなりばらつきがございます。それからずわいがにに関しましては、日本海西部に関しましては9割の消化状況でございますが、オホーツクに関しては2割、それから県におきましてはこれも100%近いところから5割程度の消化状況までかなりばらつきがあるということでございます。

それから、その別表の2に関しましては、それぞれの採捕の実績でございます。

以上でございます。

櫻本分科会長 ありがとうございます。

ただいまの報告につきまして御意見、御質問ございますか。

ないようでしたら、以上で本日本日予定しておりました議事については終了いたしました。この機会に何か御発言されたいことがあればお伺いしたいと思います。

能登委員、お願いします。

能登特別委員 私、北海道の能登と申します。小型いか釣りのほうから出ていまして、室長にいろいろお世話になっているわけでございます。

さまざまな課題の中で、T A Cの制度ができてもう10年の月日がたちまして、釣り、まき網、それからトロール、このT A C制度があるわけでございますが、さまざまな要因があるんですね。一つの物をとるのにさまざまな手法でとる。片方は、私は釣りのほうの立場なものだから。漁獲制限したり、人件費の絡みもあるものですから、いろいろ削減しながら漁獲制限をしながら、ある程度の価格を維持しなければもう採算とれないような状況にある現状。以前よりまだましですが、こういう現状の中、おとし水産庁の室長がこのT A C制度の底びきの上乗せの話が全日本のいか協を通じながら話が来たんです。それで私は、こういうふうな現状なものですから、おとし 私は北海道の檜山なものですから 檜山支庁の会議室で室長とで3時間ぐらいの話をしながら、現状維持に努める形でお願いしたという経緯でございます。

その時に、一つの魚種をとるのに、審議官もわかっているとおり、漁獲というのは上がる需要のバランスもあるかもわかりませんが、この何年かは秋いかのするめの相場はまき網、トロール、それから混獲される定置による漁獲によって値段が設定されているという形でない時期に来ているんです。はっきり言って。去年は特別、混獲で獲っている定置で漁はあったのだけど、もう満庫状態なんです。定置の部分だけ。するめの専獲で獲っている釣りの部分が入っていきけるような状況でない形の中で、最終的に採算ベースを割るような状況になったという経緯がある。

そのようなものですから、そういうことを踏まえながら、2年前に水産庁の室長が入りまして、同じいかを獲る仲間として定置、まき網、トロール、それから釣り、獲るなどいうことを別にして言えば、獲る段階の手法はいろいろ検討するべきではないかという提案をしながら、このTAC制度を漁獲とする前に、水産庁が中心になりまして、やりましようという形の書類を交わしてあるんです。だものですから、書類見れば22年度に漁獲設定をすると書いてあります。その前にそういうことを踏まえながらひとつ場席を踏まえて、いろいろ懇談したい。私は獲るなどいうことを別にしてでも、もう、片方がつぶれて片方が生き延びる時代ではないと思っているものですから、ひとつ、その辺の調整は水産庁が中心になり中に入りながら、私はそういうことを言うつもりはございませんが、ひとつお互いに獲る仲間同士として、どうすればいいかということの話し合いの場を持つような形を水産庁が中心になって一つお願いしたい。こういうことでございます。

それから、先ほど会議の中で需要のバランスという話がございましたが、その魚種によって需要のバランスで採算がとれる魚種と、需要のバランスといっても、今言ったような形で採算とれなくなるような魚種もあるんです、はっきり言って。その辺もあるものですから、そういう業界同士の話もよくしながら、取り決めに前提にして、委員さんたちに十分審議していただいて、こういう形の場席で決めていただきたいと思うわけでございます。よろしくお願い申し上げたいと思います。

宮原審議官 能登委員のおっしゃったとおりだと思います。業態別の獲る量については単純な計算の公式をあてはめるわけにはいかないもので、現実に過去には八戸には特にかの業者さんが集まっているので、八戸でいかの漁業のあり方の検討会をやったこともございますし、今後もそれをむしろ拡大して、北海道の関係者もそれに非常に興味があるということであれば、参加していただくような形でそういう話し合いの場を設けて、納得ずくの上で決めていくということを考えたいと思います。ありがとうございました。

櫻本分科会長 ほかに御意見、御質問。

嶋野委員、お願いします。

嶋野特別委員 1点だけお伺いします。全海水の嶋野です。さんまのTACで水産庁さん、また資源管理分科会の皆さん方の御理解を得て大臣管理分35万トンとなったわけですが、今年の6月初旬ごろから宮原審議官並びに長谷沿岸沖合課長さん外、いろいろ水産庁の方、浜回りまでしていただいてある程度の協力体制と申しますか、我々も同行してそのような体制ができつつあると期待しておったわけですが、どうもさんまのほうの水揚げ高が道東を中心に、恐らく水温の関係だろうと思いますが、南下するのが非常に遅いというふうに見受けた。従来ですと、9月の末ごろから四国、九州あたり餌が回ってきておるような状況ですが、本年度、1回だけ水揚げがかなりあったということで価格が暴落して、そのときだけ餌に回ってきたという状況で、今はもうさんまはほとんど市場に回っていない状態かなと。

私が懸念しておりますのは、さんまはこれからどんどん南下をしてくるでしょうが、餌の需要期が10月、11月、これを外しますともう12月が来ると餌の需要が極端に落ちますので、何とか需要期に間に合えばいいのかなと思っておる次第でございます。水産庁さんのほう、また、今日、全さんまの八木田会長さんも来ていますが、どのような水揚げ状況を把握されているのかなと、1点だけお伺いしておきたいのです。

長谷沿岸沖合課長 また八木田委員から補足があるかもしれませんが、水揚げ状況ということからすると、前年比と比べると95%ぐらいだったですかね、前年同期と比べると若干少ないということで推移しております。

今後の話としては、嶋野委員さん言われたように、漁場がどこに形成されるかということが大きな影響を持ってくる。南のほうに形成されて、漁期後半でどういう量があるのか、そのときに餌にどういうふうに戻っていくのかということが注目される。何分漁場形成についてはどうしようもありませんので、どういうふうに推移をするのかなと思いついて見ているという状況でございます。

八木田委員、何か補足してください。

八木田特別委員 今、長谷さんが言われるとおり、前半供給量が少ない形で推移してきたのですが、今日はもう7000トン揚がっている状態で、今、回数でうまく調整しようということで乗ってまして、6日の週からも2週で小型船7回して大型船5回という形で乗り合わせていきますと、大体1日4000トン～4400、4500トンぐらい揚がるようなペースで

時化がなければ揚がるような状況で水揚げがされていくのかなと思っております。

嶋野さん、餌のほう来なければ心配だということですが、これが本当にT A Cの弊害だと思うのですが、総体で45万トンだと。その45万トンということになって、前段、今年私どもは業者さんといろいろお話ししてきた中で、45万トンになったんだから安くなって当たり前だと。そういった議論の中で、生産者も価格に非常に過敏になっている部分もあります。なおかつ、今年はT A Cの数量が増えたことで、旬別、月別の目標も決めないでやっていきましょうという行き当たりばったりのような状況の中で、需給バランスを見ながらこっちが生産して上げていくという体制をとったところに今度は自然が不漁で本当に魚が獲れない状況になってしまったということ、価格がもう乱高下しておかしな、非常にいびつな操業体制に今年はなってしまった。こんなことをやっていて、本当に双方いいことかなと思うと、今年の操業とこの結果に関しては非常に首をかしげる、疑問を感じる年です。

だから、このT A C制度が本当にいいのかといたら私は疑問で、このT A Cの数量、資源的に安定している魚種はT A Cに加える必要はないという話であれば外してもらいたいというぐらいの思いであります。

いずれにしても、今年の分に関しては、全さんまのほうとしましても、与えられた35万トンは何としても供給していくという体制で獲っておりますが、そうすることによって今日の価格も、1回目のせりでも45円～35円という状況でございます。そうしますと、小型船が10トン積んできたとしても35万か40万にしかならない。油代が20万も30万もかかってしまうと全然話にならない状況になりますので、価格の面でも御協力していただきながら、双方生き延びていく道を考えていければと思います。

櫻本分科会長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

ほかに御意見ございますか。

森川委員 その他ということでお話しさせてください。今、資源管理ということでその他の魚種もたくさんあると思います。でも、だんだんと漁獲量が少なくなってきていると思います。小さな漁業者が浜を守って頑張っている、そういう小さな漁業者の資源管理をどうするかということも大事ではないのかなと思います。漁師さんや浜の活気が出ることを望んでおります。

以上です。

櫻本分科会長 ありがとうございました。

何かコメント等ございますか。よろしいですか。では、承っておきたいと思います。どうもありがとうございました。

ほかにございますか。

次回の日程について

櫻本分科会長 次回の日程について、事務局からお願いします。

木實谷管理課長 次回の資源管理分科会の日程につきましては、11月ごろにお願いしたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。後日事務局から日程調整をさせていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

以上です。

櫻本分科会長 ありがとうございました。

次回の日程につきましては、決まり次第連絡させていただくということでございます。よろしくお願いいたします。

それでは、本日の資源管理分科会はこれで終了いたします。どうもありがとうございました。

閉 会